

■繰上返済についての手続ご案内(首都圏不燃建築公社資金)

首都圏不燃建築公社借入金の繰上返済のお手続は、下記の流れに従って行ないます。内容をよくお読みになって、お間違えのないようお手続ください。

残高の全額を返済する。

残高の一部を返済する。

- 原則、返済日の指定はございません(土日祝祭日は除く。)
(注)一部の原資元金融機関については、返済日が毎月20日のみの場合がありますので、お申出の際にご確認ください。
○お申出後の返済日の変更はできません。
○繰上返済申出書等の書類を、返済日の10営業日前までに届くようにご郵送ください。

大変申し訳ございませんが、お受けできません。

繰上返済後の抵当権抹消手続書類の送付先は

お客様のご自宅宛て

借り換え先の金融機関支店宛て

「繰上返済申出書」に加えて「委任状」、「住宅金融支援機構資金等の借り換えの際の確認について」を併せてお送りください。
(注)「住宅金融支援機構資金等の借り換えの際の確認について」のご提出期限は、返済日の1週間前までとなります。

残高の2%を違約金として、併せてご返済いただきます。

申出書に基づき、お振込みのご案内をお客様のご自宅宛て送付いたします。

振込当日に、「電信扱い」にてお振込みください。自動引落はできませんので、予めご承知おきください。

繰上返済にあたってのご注意(首都圏不燃建築公社資金)

1. ご返済日の決定について(特にご注意ください)

繰上返済の申出をされた後に、返済日の変更又は繰上返済の中止をすることはできません。返済日をご記入の際は、ご入金が確実な日付をご記入ください(特に他の金融機関へお借り換えをなさるお客様は、借り換え先の金融機関に確実な日付をご確認ください。)

※万が一、繰上返済日に繰上返済がなされなかった場合であっても、繰上返済に係る違約金(繰上返済元金の2%に相当する金額)を当公社にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

2. ご提出いただく書類について

①「繰上返済申出書」

繰上返済申出書の提出期限は返済日の10営業日前までとなります。

(注) 一部の原資元金融機関によっては、返済日が毎月20日のみの場合があります。その場合の提出期限は、繰上返済日の前月末日までとなりますので、お申出の際にご確認ください。

②「委任状」

他の金融機関へお借り換えをされる場合で、抵当権抹消の書類を、金融機関宛て直接送付を希望される方は、委任状に記名押印の上当公社にご提出ください。ご提出期限は返済日の10営業日前までとなります。

(注) 返済日が毎月20日のみの場合の提出期限は、繰上返済日の前月末日までとなります。

③「住宅金融支援機構等の借り換えの際の確認について」

他の金融機関へお借り換えをされる場合は、「住宅金融支援機構資金等の借り換えの際の確認について」を当公社にご提出ください。この書面には、借り換え先金融機関の支店長様のご署名・ご捺印が必要となります。ご提出期限は返済日の1週間前までとなります。

(ご注意)

繰上返済に必要な書類が期限内に当公社に届いていない場合、繰上返済はできませんので、余裕をもってお手続きされることをお勧めいたします。

3. ご入金について

繰上返済申出書をもとにご入金指定日を当公社で決定し、ご入金金額をお知らせします。当日は必ず「電信扱い」で当公社指定口座までご入金願います。

4. 抵当権抹消関係証書等の送付について

抵当権解除証書等(抵当権抹消に必要な書類一式)は、ご入金後、お客様のご指定先に郵便書留で送付いたします。当公社の借入金のみのお繰上げをされた方は、ご入金確認後直ちに抹消書類を送付いたします。住宅金融支援機構の借入金と併せて繰上返済されたお客様は、機構の抵当権解除証書等も当公社から併せて送付いたしますが、ご入金確認後、当社が住宅金融支援機構代理店金融機関へ繰上返済の手続きをとり、抵当権解除証書等を受領した後の送付となるため、ご入金いただいてから2~3週間後に当公社の書類と併せて送付いたしますのでくれぐれもご承知おきください。

なお、抹消の手続きは、お客様に行なっていただきます。

◆ 本件についてのお問い合わせは……………

〒105-0004 東京都港区新橋 4-6-15 日新建物新橋ビル 4階

一般財団法人 首都圏不燃建築公社 管理部 繰上返済担当者まで

TEL:03-3436-2147(管理部直通)/FAX:03-3435-0290